

平成25年度 第2回足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」 次第

平成25年11月25日(月) 午後3時～
中央館8階 特別会議室

開 会

1. 新委員の委嘱
2. 子ども支援専門部会長 挨拶
3. 議 事

【審議・調査事項】

1. 「子ども・子育て支援新制度の概要及び市区町村子ども・子育て支援事業計画の策定のための利用希望把握調査(ニーズ調査)の実施について」

<子ども家庭課> 資料 8 別紙資料

【報告事項】

1. 予防接種モバイルシステムの導入について <保健予防課> 資料 1
2. 小児用肺炎球菌ワクチンの変更について <保健予防課> 資料 2
3. 平成24年度「こんにちは赤ちゃん訪問」の実施状況について <保健予防課> 資料 3
4. 足立区待機児童解消アクションプランの改定について <保育計画課> 資料 4
5. 家庭福祉員(保育ママ)の新規開業について(第1期開業分) <保育計画課> 資料 5
6. こぐま保育園(認証保育所)の移転について <保育計画課> 資料 6
7. 足立区立東栗原保育園、東谷中保育園の民営化に伴う運営事業候補者の決定について
<保育課> 資料 7

「子ども支援専門部会」

平成25年11月25日

件名	予防接種モバイルシステムの導入について
所管部課	衛生部足立保健所保健予防課
内容	<p>年々、予防接種の種類が増え、接種スケジュールの管理は煩雑になっている。予防接種情報を一人ひとりに的確に伝え、接種漏れや接種間隔の齟齬を防止するためのモバイルシステムを導入した。</p> <ol style="list-style-type: none">システム概要 利用者がシステムに登録することにより、該当児の予防接種スケジュールを自動的に生成し、接種時期にメール配信をする。これにより予防接種スケジュール管理の負担を和らげ、接種漏れ、間隔ミスを防ぐ。また、区から子どもに関連した保健衛生情報を効果的に提供する。（別添資料参照）登録情報 ニックネーム（本名以外）、子の生年月日・性別、メールアドレス、郵便番号利用料 登録、利用は無料。ただし、モバイル通信による通信料は本人負担。導入時期 平成25年10月1日開始PR方法 10月10日あだち広報、区ホームページ等に掲載。 母子手帳交付時、赤ちゃん訪問時、予防接種、乳児健診通知などの個別通知の機会にチラシを配布してお知らせする。

「子ども支援専門部会」

平成 2 5 年 1 1 月 2 5 日

件 名	小児用肺炎球菌ワクチンの変更について
所 管 部 課	衛生部足立保健所保健予防課
内 容	<p>小児用肺炎球菌ワクチンが平成 2 5 年 1 1 月 1 日から変更された。 (予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布)</p> <p>1 法改正に伴う主な変更内容 (1) ワクチンの変更</p> <p>変更後 沈降 1 3 価肺炎球菌結合型ワクチン</p> <p>変更前 沈降 7 価肺炎球菌結合型ワクチン</p> <p>(2) 生後 2 月から 7 月に初回接種を行った者の追加接種について、初回接種終了後 6 0 日以上の間隔をおいて行うとしていたところ、6 0 日の間隔をおいた後、<u>生後 1 2 月に至った日以降に行う</u>としたこと。</p> <p>2 変更による取り扱い</p> <p>医療機関において、1 1 月 1 日以降、定期予防接種として使用できるのは 1 3 価のワクチンのみとなっている。</p> <p>区民の接種手順に変更はない。</p> <p>「価」とは ワクチンに含まれる肺炎球菌の型の種類。肺炎球菌は 9 3 種類の型がある。</p>

「子ども支援専門部会」

平成25年11月25日

件名	年度	出生数	訪問連絡票届出件数	訪問件数	訪問率
			1	2	3
所管部課	24	5,497人	4,767件	4,455件	93.5%
内容	22	5,667人	4,480件	4,119件	91.9%
	23	5,565人	4,651件	4,300件	92.5%

2 健やかな子どもたちの成長を支援し、子育てがしやすい環境づくりをめざして、委託訪問指導員及び区保健師が下記のとおり訪問した。以下、平成24年度の実績を報告する。

1 当該年度に出生した方のうち、訪問希望が寄せられた方の数

1 2 1に対する訪問件数(年度の区分によらない)

年度	出生数	訪問連絡票届出件数	訪問件数	訪問率
		1	2	3
24	5,497人	4,767件	4,455件	93.5%
23	5,565人	4,651件	4,300件	92.5%
22	5,667人	4,480件	4,119件	91.9%

1 当該年度に出生した方のうち、訪問希望が寄せられた方の数

2 1に対する訪問件数(年度の区分によらない)

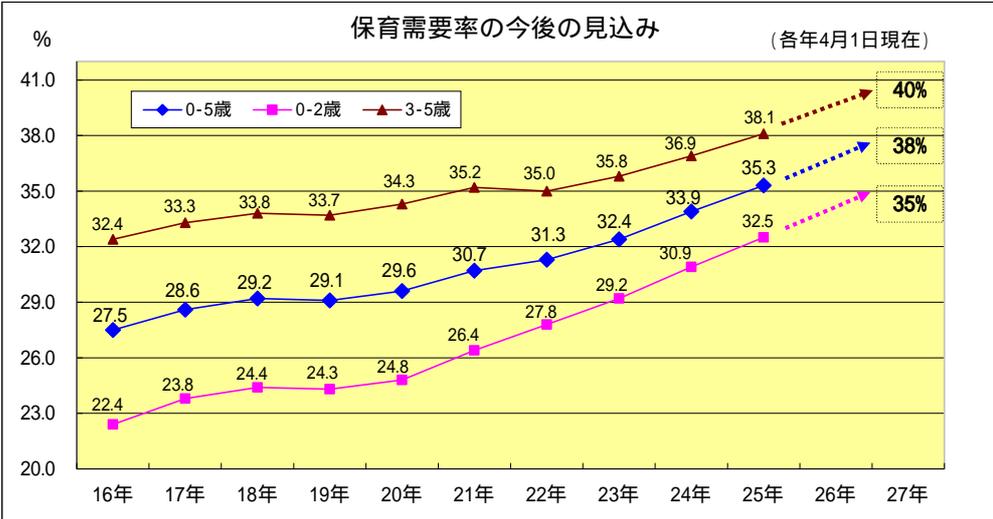
3 訪問率は、訪問件数 ÷ 訪問連絡票提出件数

2 訪問できなかつた家庭への対応

3・4か月児健診において状況の把握に努め、3・4か月健診にも来所しない場合は、地区担当保健師が家庭訪問を実施する。
(24年度：3・4か月児健診受診 97%)

「子ども支援専門部会」

平成25年11月25日

件名	足立区待機児童解消アクションプランの改定について																																																				
所管部課	子ども家庭部 保育計画課																																																				
内容	<p>平成24年8月に改定版を策定した「足立区待機児童解消アクションプラン」について、本年4月の各地域における待機児童の状況や保育需要等の分析結果をもとに改定したので報告する。</p> <p>1 解決すべき課題 分析の結果、次の課題が明らかとなった。 (1) フルタイム就労世帯の待機児童は57名(対前年比で11名の減)となったものの依然として解消されていない。 (2) 平成25年4月1日時点で、足立区全体での受入可能数(空き定員数)は444名で、前年度に比べて111名減少しているが、待機児童数を上回っていた。 (3) 近年大規模開発されている地域の保育需要は、15~16%程度まで伸びている。(大規模開発が行われている地域は、これまで開発規模(戸数)の10%程度で推移していた。) (4) 日暮里・舎人ライナー沿線、つくばエクスプレス沿線、土地区画整理事業により街の整備が進んでいる地域では、保育需要が伸びる傾向がある。 (5) 待機児童実態調査の結果、認可保育園のみ申し込んでいる保護者の34%が認可保育園以外の保育サービスを「あまり知らない」と答えている。</p> <p>2 保育需要の動向 保育需要は、対象年齢人口の増減にかかわらず増加傾向にあり、これまでの推移から、保育需要率は、平成27年4月で0歳から5歳児全体で38%程度まで増加していくと見込まれる。</p>  <table border="1"> <caption>保育需要率の今後の見込み (各年4月1日現在)</caption> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>16年</th> <th>17年</th> <th>18年</th> <th>19年</th> <th>20年</th> <th>21年</th> <th>22年</th> <th>23年</th> <th>24年</th> <th>25年</th> <th>26年</th> <th>27年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0-5歳</td> <td>27.5</td> <td>28.6</td> <td>29.2</td> <td>29.1</td> <td>29.6</td> <td>30.7</td> <td>31.3</td> <td>32.4</td> <td>33.9</td> <td>35.3</td> <td>38.1</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>0-2歳</td> <td>22.4</td> <td>23.8</td> <td>24.4</td> <td>24.3</td> <td>24.8</td> <td>26.4</td> <td>27.8</td> <td>29.2</td> <td>30.9</td> <td>32.5</td> <td>35.3</td> <td>38%</td> </tr> <tr> <td>3-5歳</td> <td>32.4</td> <td>33.3</td> <td>33.8</td> <td>33.7</td> <td>34.3</td> <td>35.2</td> <td>35.0</td> <td>35.8</td> <td>36.9</td> <td>38.1</td> <td>38.1</td> <td>35%</td> </tr> </tbody> </table>	年齢	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	0-5歳	27.5	28.6	29.2	29.1	29.6	30.7	31.3	32.4	33.9	35.3	38.1	40%	0-2歳	22.4	23.8	24.4	24.3	24.8	26.4	27.8	29.2	30.9	32.5	35.3	38%	3-5歳	32.4	33.3	33.8	33.7	34.3	35.2	35.0	35.8	36.9	38.1	38.1	35%
年齢	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年																																									
0-5歳	27.5	28.6	29.2	29.1	29.6	30.7	31.3	32.4	33.9	35.3	38.1	40%																																									
0-2歳	22.4	23.8	24.4	24.3	24.8	26.4	27.8	29.2	30.9	32.5	35.3	38%																																									
3-5歳	32.4	33.3	33.8	33.7	34.3	35.2	35.0	35.8	36.9	38.1	38.1	35%																																									

3 施設整備等の基本的な考え方

各地域における待機児童や保育需要の状況に応じて、概ね以下の考え方に
基づき、施設整備等を検討した。

地域における保育需要の状況	保育施設(種類)
大規模開発、沿線開発等により全年齢にわたり相当多数の保育需要が集中している地域	認可保育園
待機児童の状況などから、フルタイム就労世帯の保育需要が見込まれる地域	認証保育所
待機児童の状況などから、低年齢児の保育需要が見込まれる地域	家庭福祉員
待機児童の状況などから、求職中・短時間就労世帯の低年齢児の保育需要が見込まれる地域	小規模保育室

4 年度別整備計画

平成25年度以降の施設整備等については、各地域における保育需要等の分析結果をもとに、平成25年度、平成26年度の2年間で既存園の定員増員を含めて、1,000名の定員を整備する。フルタイム就労世帯を最優先に認可保育園や東京都認証保育所、小規模保育室の設置、家庭福祉員の増員を図り、区全体でバランスのよい施設整備を進める。

保育施設等の新規整備による定員増員(893名)

既存施設の増改築等による定員増員(107名見込み)

(1) 施設整備に伴う定員数の推移

年齢区分	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度当初	
	4/1現在定員数合計(人)	定員整備等による増数(人)	4/1現在定員数合計(人)	定員整備等による増数(人)	4/1現在定員数合計(人)	定員整備予定数(人)	定員整備予定数(人)	4/1現在定員数合計(人)	H23度～H26度定員整備予定数合計(人)	
0～5歳	10,738	678	11,416	416 (591)	11,832	315 (315)	578 (243)	12,725	1,987 (1,827)	
0～2歳	4,690	489	5,179	258 (319)	5,437	154 (153)	256 (108)	5,847	1,157 (1,069)	
3～5歳	6,048	189	6,237	158 (272)	6,395	161 (162)	322 (135)	6,878	830 (758)	

()は、昨年度のアクションプラン整備予定定員数を表示。

(2) 施設種別ごとの年度別整備計画

	平成25年 4月1日現在		平成25年度		平成26年度		平成27年度当初	
	年齢区分	定員数(人)	整備定員数(人)	内容	整備定員数(人)	内容	定員数合計(人)	H24.5現在との比較
認可保育園	0～5歳	9,069	60	新規1園 ・千住大橋駅周辺(60名)	358	新規4園 ・東綾瀬地域(103名) ・梅田地域(85名) ・8ブロック・保塚・六町地域(85名) ・西新井第三団地(85名)	9,487	418
	0～2歳	3,335	27		112		3,474	139
	3～5歳	5,734	33		246		6,013	279
東京都 認証保育所	0～5歳	1,192	40	新規1所 ・扇地域(40名)	80	新規2所 ・綾瀬地域(40名) ・青井地域(40名)	1,312	120
	0～2歳	1,035	32		64		1,131	96
	3～5歳	157	8		16		181	24

	平成25年 4月1日現在		平成25年度		平成26年度		平成27年度当初	
	年齢 区分	定員数 (人)	整備 定員数 (人)	内 容	整備 定員数 (人)	内 容	定員数 合計(人)	H24.5現在 との比較
家庭福祉員	0～5歳	464	30	家庭福祉員15名	30	家庭福祉員15名	524	60
	0～2歳	464	30		30		524	60
	3～5歳	0	0		0		0	0
小規模保育室	0～5歳	295	45	新規3室 ・8ブロック-保塚・六町地 域(15名) ・9ブロック-花畑・保木間 地域(15名) ・12ブロック-鹿浜地域 (15名)	30	新規2室	370	75
	0～2歳	295	45		30		370	75
	3～5歳	0	0		0		0	0
(私立) 認定こども園	0～5歳	353	80	2園	80	2園	513	160
	0～2歳	76	20		20		116	40
	3～5歳	277	60		60		397	120
(公立) 認定こども園	0～5歳	270	0	——	0	——	270	0
	0～2歳	84	0	——	0	——	84	0
	3～5歳	186	0	——	0	——	186	0
区独自の 公設保育園	0～5歳	89	60	新規1園(7/1開設) (新田三丁目なかよし保 育園)	0	——	149	60
	0～2歳	48	0		0		48	0
	3～5歳	41	60		0		101	60
子育て応援隊	0～5歳	100	0	——	0	——	100	0
	0～2歳	100	0	——	0	——	100	0
	3～5歳	0	0	——	0	——	0	0

「子ども支援専門部会」

平成25年11月25日

件名	家庭福祉員（保育ママ）の新規開業について（第1期開業分）																	
所管部課	子ども家庭部 保育計画課																	
内容	<p>平成25年度第1期の募集（募集期間：平成25年4月10日～5月7日）には、10名の応募があり、8名が養成研修に進み、その結果8名が認定を受けた。うち1名はグループ保育室で補助者のまま継続して働くことを希望しており新規に開業は行わない。もう1名はグループ保育を希望しており、開業時期は未定である。</p>																	
	<p>下記のとおり家庭福祉員認定者を報告する。</p>																	
	<p>記</p>																	
	<p>公開日 平成25年9月13日（金）（足立区ホームページに掲載）</p>																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>NO</th> <th>氏名</th> <th>開設場所</th> <th>開業月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>福嶋 真佐美</td> <td>千住 4-24-16</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">平成25年10月</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>増田 八千代</td> <td>梅田 1-9-9</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>九鬼 清美</td> <td>舎人 5-21-4</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>佐藤 幸子</td> <td>梅島 2-37-2</td> </tr> </tbody> </table>	NO	氏名	開設場所	開業月	1	福嶋 真佐美	千住 4-24-16	平成25年10月	2	増田 八千代	梅田 1-9-9	3	九鬼 清美	舎人 5-21-4	4	佐藤 幸子	梅島 2-37-2
	NO	氏名	開設場所	開業月														
	1	福嶋 真佐美	千住 4-24-16	平成25年10月														
	2	増田 八千代	梅田 1-9-9															
	3	九鬼 清美	舎人 5-21-4															
	4	佐藤 幸子	梅島 2-37-2															
<p>公開日 開業前月の第二金曜日（足立区ホームページに掲載）</p>																		
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>藤田 オリエ</td> <td>柳原 1-3-3</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">未定 （平成26年4月までには開業）</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>鈴木 順子</td> <td>西伊興 4-11-17</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>田中 明子</td> <td>未定</td> <td>グループ保育希望</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>篠崎 悦子</td> <td>新田 3-35-32-103</td> <td>補助者として勤務</td> </tr> </tbody> </table>	5	藤田 オリエ	柳原 1-3-3	未定 （平成26年4月までには開業）	6	鈴木 順子	西伊興 4-11-17	7	田中 明子	未定	グループ保育希望	8	篠崎 悦子	新田 3-35-32-103	補助者として勤務			
5	藤田 オリエ	柳原 1-3-3	未定 （平成26年4月までには開業）															
6	鈴木 順子	西伊興 4-11-17																
7	田中 明子	未定	グループ保育希望															
8	篠崎 悦子	新田 3-35-32-103	補助者として勤務															
<p>（予定）</p>																		
<p>25年10月1日現在開業者 家庭福祉員（グループ保育室含む）166名</p>																		
<p>26年 4月1日現在開業者 家庭福祉員（グループ保育室含む）176名</p>																		

「子ども支援専門部会」

平成25年11月25日

件 名	こぐま保育園（認証保育所）の移転について																																					
所 管 部 課	子ども家庭部 保育計画課																																					
内 容	<p>こぐま保育園（認証保育所A型）について、運営事業者からの申し出により、平成26年4月に新設園に移転するため、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 運営事業者 足立区西新井三丁目3番21号 石渡ビル1階 株式会社ヒューマンサポート 代表取締役 廣島 清次</p> <p>2 保育園名称及び所在地等</p> <p>(1) 保育園名及び所在地</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">[旧]こぐま保育園</td> <td>足立区保木間四丁目37番6号</td> </tr> <tr> <td>[新]たんぽぽ保育所六町園</td> <td>足立区六町三丁目7番</td> </tr> </table> <p>(2) 新設園の概要 新築（鉄骨造）地上3階建て（1階：保育所、2～3階：共同住宅）</p> <p>(3) 定員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #ADD8E6;"> <th>年 齢</th> <th>0 歳</th> <th>1 歳</th> <th>2 歳</th> <th>3 歳</th> <th>4 歳以上</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既存園</td> <td>5 名</td> <td>10 名</td> <td>10 名</td> <td>3 名</td> <td></td> <td>28 名</td> </tr> <tr> <td>新設園</td> <td>9 名</td> <td>10 名</td> <td>12 名</td> <td>3 名</td> <td>6 名</td> <td>40 名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 移転予定年月日 平成26年4月1日</p> <p>3 移転スケジュール（予定）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 40%;">平成25年8月下旬</td> <td>建物全体の工事着工</td> </tr> <tr> <td>10月上旬</td> <td>運営事業者において、こぐま保育園を利用している保護者に対する移転説明会を実施</td> </tr> <tr> <td>平成26年2月上旬</td> <td>東京都あて設置申請書類提出 建物全体の工事完了</td> </tr> <tr> <td>2月中旬</td> <td>備品搬入等、東京都による現地確認</td> </tr> <tr> <td>3月31日</td> <td>こぐま保育園の廃止</td> </tr> <tr> <td>4月1日</td> <td>たんぽぽ保育所六町園の開設</td> </tr> </table>	[旧]こぐま保育園	足立区保木間四丁目37番6号	[新]たんぽぽ保育所六町園	足立区六町三丁目7番	年 齢	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳以上	合計	既存園	5 名	10 名	10 名	3 名		28 名	新設園	9 名	10 名	12 名	3 名	6 名	40 名	平成25年8月下旬	建物全体の工事着工	10月上旬	運営事業者において、こぐま保育園を利用している保護者に対する移転説明会を実施	平成26年2月上旬	東京都あて設置申請書類提出 建物全体の工事完了	2月中旬	備品搬入等、東京都による現地確認	3月31日	こぐま保育園の廃止	4月1日	たんぽぽ保育所六町園の開設
[旧]こぐま保育園	足立区保木間四丁目37番6号																																					
[新]たんぽぽ保育所六町園	足立区六町三丁目7番																																					
年 齢	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳以上	合計																																
既存園	5 名	10 名	10 名	3 名		28 名																																
新設園	9 名	10 名	12 名	3 名	6 名	40 名																																
平成25年8月下旬	建物全体の工事着工																																					
10月上旬	運営事業者において、こぐま保育園を利用している保護者に対する移転説明会を実施																																					
平成26年2月上旬	東京都あて設置申請書類提出 建物全体の工事完了																																					
2月中旬	備品搬入等、東京都による現地確認																																					
3月31日	こぐま保育園の廃止																																					
4月1日	たんぽぽ保育所六町園の開設																																					

「子ども支援専門部会」

平成25年11月25日

件名	足立区立東栗原保育園、東谷中保育園の民営化に伴う運営事業候補者の決定について
所管部課名	子ども家庭部 保育課
内容	<p>平成25年8月29日「足立区子ども施設指定管理者等選定審査会」を開催し、平成27年4月に民営化する区立東栗原保育園、区立東谷中保育園の運営事業候補者を、下記のとおり選定及び決定したため報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 区立東栗原保育園の運営事業候補者決定について (1) 提案書の提出事業者 2事業者 (2) 第一次審査対象事業者 2事業者 * 2事業者を第二次審査の対象とする。 (3) 第二次審査対象事業者 2事業者 (4) 第二次審査プレゼンテーション参加 2事業者 (5) 民営化決定事業候補者は以下の事業者とする。</p> <p style="text-align: center;">【決定事業者】</p> <p>名称：社会福祉法人 わかば会 所在地：群馬県太田市新道町52 現在運営施設：谷在家保育園（足立区）、しらかば保育園（太田市） 民営化の手法：完全民営化（賃借料法人負担）</p> <p>2 区立東谷中保育園の運営事業候補者決定について (1) 提案書の提出事業者 8事業者 (2) 第一次審査対象事業者 8事業者 * 上位3事業者を第二次審査の対象とする。 (3) 第二次審査対象事業者 3事業者 (4) 第二次審査プレゼンテーション参加 3事業者 (5) 民営化決定事業候補者は以下の事業者とする。</p> <p style="text-align: center;">【決定事業者】</p> <p>名称：社会福祉法人 流山中央福祉会 所在地：千葉県流山市南流山二丁目29番4 現在運営施設：西新井聖華保育園（足立区）、南流山聖華保育園（流山市）、 おおたかの森聖華保育園（流山市）、塩浜保育園（江東区） 民営化の手法：建物無償譲渡、土地無償貸付による完全民営化</p> <p>3 今後のスケジュール予定 平成25年12月 法人・保育園・保育課による3者打合せ会 平成26年 2月 教育委員会報告（事業者決定） 法人による第一回民営化保護者説明会 " 3月 引継ぎ協定締結 " 4月 引継ぎ保育開始 " 6月 法人による第二回民営化保護者説明会 " 11月 法人による第三回民営化保護者説明会</p>

平成27年	1月	合同保育開始
"	2月	新旧職員による保護者会・個人面談実施
"	3月	法人による第四回民営化保護者説明会 引継ぎ終了 基本協定締結
平成27年	4月	私立保育園として開園

「子ども支援専門部会」

平成 2 5 年 1 1 月 2 5 日

件 名	子ども・子育て支援新制度の概要及び市区町村子ども・子育て支援事業計画の策定のための利用希望把握調査（ニーズ調査）の実施について
所 管 部 課	子ども家庭部 子ども家庭課
内 容	<p>平成 2 5 年度第 1 回地域保健福祉推進協議会（以下、協議会という）において、協議会および子ども支援専門部会が地方版子ども・子育て会議の役割を担うこととなった。これを受け、子育て支援新制度にかかる事項について、下記及び別紙のとおり報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 . 地域保健福祉推進協議会及び子ども支援専門部会の所掌する事項について 子ども・子育て支援法第 7 7 条第 1 項に規定する次の事項 (1) 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更について意見を述べること (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的推進に関し必要な事項及び施策の実施状況を調査審議すること (3) 幼児期の教育・保育施設及び地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育等）の利用定員の設定に関して意見を述べること 2 . 子ども・子育て支援新制度について 別紙資料 8 - 1 による 3 . 子ども・子育て支援事業計画について 別紙資料 8 - 2 による 4 . 足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査（案）の概要について 別紙資料 8 - 3 による 5 . その他 資料；子ども・子育て支援新制度の概要説明（内閣府作成資料の抜粋）

子ども・子育て支援新制度について

1. 子ども・子育て支援新制度とは

- 平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく新たな制度のことです。消費税率引き上げによる増収分を財源として確保し、消費税率引き上げの時期を踏まえて、平成 27 年度より本格実施される予定です。
- 新制度では、子ども・子育て支援関連の制度・財源・給付を一元化した新しい仕組みが構築され、質の高い教育（ ）・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、及び地域の子ども・子育ての支援の充実を図ることを目指します。

ここでいう「教育」は、満 3 歳以上の小学校就学前の子どもに対する学校教育（幼稚園等）のことを指します。

2. 新制度における今後の子ども・子育て支援施策について

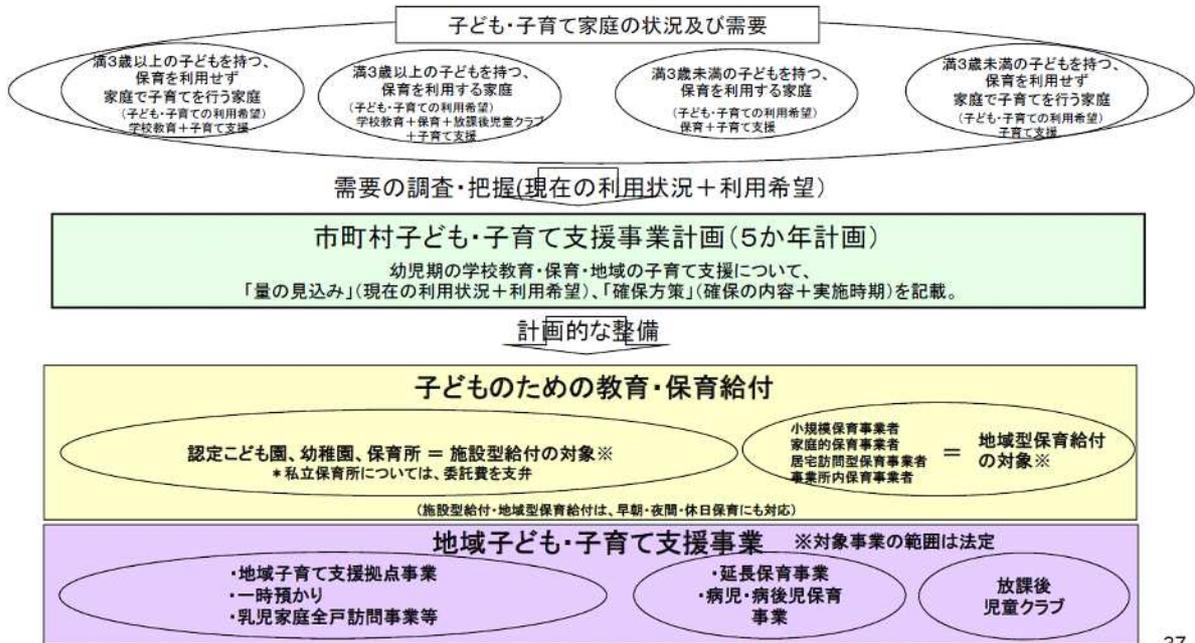
- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）と小規模保育室等への給付（地域型保育給付）が創設されます。
- また、市区町村が地域の実情に応じて実施する地域子育て支援拠点事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の「地域子ども・子育て支援事業」により、子ども・子育て支援を充実させていくとされています。

3. 新制度実施に向けた市区町村の役割

- 市区町村は、子ども・子育て支援の実施主体としての役割を担います。
- 市区町村には、地域の教育・保育・子ども子育て支援事業のニーズを把握し、そのニーズに基づき「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務付けられています。
- 計画の策定に当たっては、合議制の会議体を設置し、子ども・子育て当事者の意見を反映させるような対応を講じることが求められています。

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)



※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの 37

出所) 内閣府資料「基本指針の概要」

子ども・子育て支援事業計画について

1．子ども・子育て支援事業計画の概要について

1) 計画の期間

平成 27 年度から平成 31 年度まで（5 カ年計画）

2) 記載事項

(1) 必須記載事項

- ・教育・保育を提供する際の基礎となる区域の設定
- ・各年度における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込み
- ・各年度における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る提供体制の確保及びその実施時期
- ・教育・保育の一体的な提供及び推進に関する体制の確保

(2) 任意記載事項

- ・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- ・児童虐待防止対策や障がい児施策の充実等に関する都道府県が行う事業との連携
- ・職業生活と家庭生活との両立に関すること

3) 策定までのスケジュール(案)

～平成 25 年 12～1 月 ニーズ調査の実施、結果とりまとめ

平成 26 年 1 月～3 月 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の検討

平成 26 年 4 月～9 月 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「確保の方策」等の検討

平成 26 年 9 月～12 月 事業計画案の作成、パブリックコメント等の実施

平成 27 年 3 月 事業計画の確定

2．足立区における既存の関係計画の概要

子ども・子育て支援事業計画に関係する既存の計画には、以下のような計画があります。

なお、次世代育成支援対策推進法は平成 26 年度までの時限法であり、その後の延長については今後検討されるとされていますが、次世代育成支援対策推進法で策定が義務付けられる次世代育成支援行動計画については、平成 27 年以降は、市区町村子ども・子育て支援事業計画に引き継がれるものとされています。（平成 24 年 11 月 29 日内閣府公表の「平成 24 年 9 月 18 日自治体説明会における主な質疑について」より）

子ども・子育て支援事業計画と既存の関連計画の概要

	計画の名称	期間	特徴
法定計画	あだち次世代育成支援行動計画（第2期） （足立区地域保健福祉計画）	平成17年度～ 平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児からおおむね30歳未満の青年までを対象とした、子ども支援、及び子育て支援に関する総合的な計画。 「足立区青少年育成プラン」「足立区家庭教育支援計画」を包含する。
	（仮称）足立区子ども・子育て支援事業計画 （足立区地域保健福祉計画）	平成27年度～ 平成31年度	<ul style="list-style-type: none"> 主に就学前の子ども・子育て支援事業の総合計画。 就労にかかわらない幼児期の教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的な考え方を示すもの。 教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について区域ごとの「量の見込み」「確保の内容」・「実施時期」を記載することが求められており、「量の見込み」の把握のためのニーズ調査の実施が必須。
足立区の 現行計画	子ども施策3ヵ年重点プロジェクト	平成23年度～ 平成26年度 （1年延長）	<ul style="list-style-type: none"> 足立区重点プロジェクトに基づき区と教育委員会が推進する重点施策群 3つの重点目標「就学前からの教育の充実を図り学力の向上をめざす」「多様な体験の場と機会を提供し学ぶ意欲を育てる」「心とからだの健やかな成長を支援する」
	待機児童解消アクションプラン	平成25年度～ 平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> 待機児童の解消をめざし、保育需要の実態に合わせた施設等の整備と施設利用促進のためのアクションプラン

3. 足立区子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育ての総合計画として、「（仮称）足立区子ども・子育て支援事業計画」を策定します。「子ども施策3ヵ年重点プロジェクト」や「待機児童解消アクションプラン」「あだち次世代育成支援行動計画」等との整合性を図り検討します。

事業計画構成イメージ

はじめに	
目次	
第1章 計画の概要	
第2章 子ども・子育てを取り巻く環境	
第3章 計画の基本理念と基本的な方向性	
第4章 施策の展開	
1. 提供区域の設定	
2. 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込み	
3. 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る提供体制の確保の内容及びその実施時期	
4. 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策	
5. 産後休業・育児休業明けのスムーズな保育利用のための施策	
6. 児童虐待防止対策や障がい児施策の充実等に関する都道府県が行う事業との連携方策	
7. 職業生活と家庭生活との両立に関する施策	は任意記載事項
第5章 計画の推進のために	
（資料） ニーズ調査に関する資料、子ども・子育て会議の概要、等	

（注）内閣府「子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）」を基に作成
実際の構成については、今後の検討を踏まえ決定する。

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

1 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

区市町村は、子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画を作成する。

2 子ども・子育て支援事業計画の作成のための体制の整備等

子ども・子育て支援事業計画の作成に当たって市区町村は、関係部局間の連携を促進し、必要な体制の整備を図るとともに、審議会、その他の合議制の機関又は子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴く。

3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握

(一)現状の分析

地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の現状、利用希望の実情、教育・保育施設等の地域資源の状況、更には子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析して、それらを踏まえて計画を作成することが必要。

(二)現在の利用状況及び利用希望の把握

区市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等(以下「ニーズ調査」という。)を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。

二 区市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

1 教育・保育提供区域の設定に関する事項

区市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定める。

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(一)各年度における教育・保育の量の見込み

当該市区町村に居住する子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。

(二)実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

教育・保育提供区域ごと及び次のアからウまでに掲げる区分ごとに、それぞれ次のアからウまでに掲げる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。

ア 小学校就学前(満3歳以上)の保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭に該当する子ども(特定教育・保育施設及び幼稚園)

イ 小学校就学前(満3歳以上)の保育を利用する家庭に該当する子ども(特定教育・保育施設)

ウ 小学校就学前(満3歳未満)の保育を利用する家庭に該当する子ども(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所)

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(一)地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

当該市区町村に居住する子ども及びその保護者の地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。

(二)実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及びその実施時期

(二)により定めた各年度の量の見込みに対応するよう、事業の種類ごとに、各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の実情に応じた認定こども園

も園の普及に係る基本的考え方を記載すること。

三 区市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項

区市町村は、小学校就学前の子どもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、利用希望把握調査の結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを基に、計画的に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の整備を行うこと。

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

次に掲げる施策を踏まえつつ、都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を記載すること。

- (一) 児童虐待防止対策の充実
- (二) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- (三) 障がい児施策の充実等

3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

次に掲げる施策を踏まえつつ、各市町村の実情に応じた施策をその内容に盛り込むこと。

- (一) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- (二) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

六 その他

1 子ども・子育て支援事業計画の作成の時期

市区町村子ども・子育て支援事業計画については、法の施行の日までに作成することが必要であるが、教育・保育施設及び地域型保育事業の認可及び認定並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認等の事務が法の施行の日の半年程度前に開始される予定であることに鑑み、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期について、法の施行の日の半年程度前までにおおむねの案を取りまとめる必要がある。

2 子ども・子育て支援事業計画の期間

子ども・子育て支援事業計画は、法の施行の日から5年を一期として作成することとする。

3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

区市町村は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況(教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。)や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。

4 子ども・子育て支援事業計画の公表

区市町村は、区市町村子ども・子育て支援事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出するほか、これを公表すること。

「足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の概要について

1. 調査主旨

(仮称)足立区子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、足立区における幼児教育・保育・子育て支援事業の「量の見込み」を算出するため、就学前児童(0~5歳児)の保護者及び小学校(1~3年生)児童の保護者を対象としたニーズ調査を実施します。

2. 調査対象

就学前児童(0~5歳児)の保護者及び小学校(1~3年生)児童の保護者

調査対象

区分	件数	抽出方法
就学前児童(0~5歳児)の保護者	6,750	住民基本台帳から無作為抽出
小学校(1~3年生)児童の保護者	1,600	

3. 調査方法

1)送付方法

郵送による発送

2)回答方法

郵送による回答及びインターネットによる回答(注)

(注)調査票に記載されるURLにアクセスして回答することも可能とします。

4. 調査項目

調査項目は、国が示す「調査票のイメージ」を基に、足立区として必要と思われる事項を追加するなどして作成します。

各調査対象への調査項目(案)

区分	調査項目
就学前児童(0~5歳児)の保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育ての環境、保護者の就労状況 ・ 保育サービスの利用状況、利用したい保育サービス ・ 地域子育て支援拠点事業の利用状況と利用希望 ・ 子育てサービスの認知度と利用頻度 ・ 土日休日の定期的な教育保育の利用希望 ・ 病後児保育、一時預かりの利用状況と利用意向 ・ 学童保育の利用希望 ・ 仕事と生活の調和の状況 ・ 子育て環境への満足度
小学校(1~3年生)児童の保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育ての環境、保護者の就労状況 ・ 学童保育の利用希望 ・ 子育て環境への満足度

5. 調査スケジュール(予定)

平成 25 年 11 月 25 日	第 2 回子ども支援専門部会（調査票案の検討）
平成 25 年 12 月上旬	調査票の発送
平成 25 年 12 月下旬	調査票返送の締切
平成 25 年 12 月 25 日	第 2 回地域保健福祉推進協議会（調査実施及び進捗状況報告）
平成 26 年 1 月	集計結果のとりまとめ
平成 26 年 2 月	調査結果の分析及び幼児教育・保育・子育て支援事業の「量の見込み」算出 検討
平成 26 年 2～3 月	第 3 回子ども支援専門部会（分析結果等の報告）
平成 26 年 3 月	分析結果のとりまとめ及び幼児教育・保育・子育て支援事業の「量の見込み」算出
平成 26 年 3 月 28 日	第 3 回地域保健福祉推進協議会（分析結果及び進捗状況報告）